

みよし市子ども計画策定業務委託仕様書

1 趣旨

本仕様書は、みよし市（以下「発注者」という。）が受注者に委託する本委託業務の遂行に関し必要な事項を定める。

2 業務目的

子ども・子育て支援法の規定に基づく「みよし市児童育成計画」が、令和6（2024）年度末をもって計画期間が満了することから、令和7（2025）年度を始期とする次期計画を策定する。

次期計画は、令和5（2023）年4月1日施行の子ども基本法及び国から示される子ども大綱を勘案した「みよし市子ども計画」を策定する。

また、子どもの権利に関する総合条例として、令和6（2024）年度に「（仮称）子ども基本条例」を策定する。

本業務は、計画策定にあたり、子どもや子育て世帯等の生活実態や動向等を把握・分析するためのニーズ調査を実施し、事業量の推計及び目標量の設定等を行うとともに、子ども基本法で定める子ども計画の策定支援、会議の運営支援、策定に係る全般的な支援及び計画書の作成、条例策定の支援をすることを目的とする。

3 包含する計画

- （1）子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第六十一条に基づく計画）
- （2）子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条に基づく計画）
- （3）子ども・若者計画（子ども・若者育成推進支援推進法第九条に基づく計画）
- （4）次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第八条に基づく計画）
- （5）少子化社会対策基本計画（少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策）

4 契約期間

契約締結日の翌日から令和7（2025）年3月25日まで（2か年度）

5 令和5（2023）年度の業務内容

- （1）ニーズ調査（調査票の設計、発送）の実施

次期計画策定の基礎資料とするため、地域の特性、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等についてアンケート調査を実施する。

ア 調査実施概要

調査対象者	調査数	配布	回収	備考
① 就学前児童の保護者	約1,000人	郵送	電子申請	翻訳言語 ・英語 ・ポルトガル語
② 小学生の保護者	約1,000人	郵送		
③ 小学5年生	約600人	学校配布		
④ 小学5年生の保護者	約600人	学校配布		
⑤ 中学2年生	約700人	学校配布		

⑥ 中学2年生の保護者	約700人	学校配布	電子申請	翻訳言語 ・英語 ・ポルトガル語
⑦ 高校2年生	約700人	郵送		
⑧ 高校2年生の保護者	約700人	郵送		
⑨ 一般市民(18歳～39歳)	1,000人	郵送		
合計	約7,000人			

※調査対象者等については上記のとおりを想定しているが、国から示される通知や指針により内容が変更となる可能性がある。

イ 調査票作成

アンケートの調査票は、国の基本指針やこども大綱を基に市独自の設問を加え、現状の課題や社会的動向などを踏まえて調整し、調査票案作成に係る助言、アドバイス、情報提供、設問案の提案等を行う。

ウ 調査票の発送等

- ① 調査票の作成及び印刷、発送用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封かん、宛名ラベルの貼付は受託者が行う。
- ② 調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成は発注者が行う。
- ③ 調査票の送付に係る郵送費は、受託者が負担する。

(2) みよし市こども未来会議の運営支援

みよし市こども未来会議（令和5（2023）年度は1～2回）に、オブザーバーとして出席し、必要な支援を行う。

(3) こども施策に関する各種情報提供支援

こども施策に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を考慮し、策定する必要がある。こども家庭庁等からの指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

6 令和6（2024）年度の業務内容

(1) ニーズ調査集計結果の集計及び分析

令和5（2023）年度に実施したニーズ調査のデータ収集、単純集計、クロス集計、自由回答の取りまとめ及び分析を行う。

(2) 現状の分析と課題の整理

集計結果及び現行の児童育成計画の取組への評価などを整理して、こども・子育て支援に関わる現状を分析し、その内容に基づき市の課題を抽出する。

(3) 調査結果報告書の作成

ニーズ調査の結果について報告書（案）を作成し、市と協議の上で決定し、印刷を行う。報告書には、調査概要及び調査結果の要約を記載する。

(4) 需要量の推計・目標量の提案

これまでの業務成果を基に、ニーズ調査等から推計した各種事業の需要量の見込みに、市の資料等から把握するサービス提供状況や見込み量、国、県、市の施策意向、市の関連計画との整合性、こども未来会議の審議結果等を加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

(5) こども等からの意見聴取の支援

こども及び若者等からこども・子育て支援に対する意見を聴取するための手法を提案し、支援する。

(6) みよし市こども未来会議の運営支援

みよし市こども未来会議（令和6（2024）年度は3～4回）の開催にあたり、会議資料作成、必要な助言、会議への出席、協議事項に関するアドバイス等の支援、会議録の作成等会議運営支援を行う。また、討議結果をその後の作業に反映させる。

(7) 事業計画骨子案の策定

ニーズ調査結果、事業評価・目標量及びこども等の意見などを踏まえて計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめる。

(8) 事業計画案の策定支援

(1)～(7)の結果を反映し、事業計画案を作成する。計画案に対する審議及び検討結果等に基づき、計画案を補修正する。

(9) パブリックコメントの実施支援

事業計画案に関して本市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等を行う。

(10) 本業務に関する情報収集及び提供

国のこども政策推進会議等の情報について、会議内容を要約した資料を作成し、随時提供する。

また、福祉分野に関する法律改正、制度変更についても法律や制度の動向を常に把握し、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例などの情報を提供する。

(11) 事業実施に係る情報提供

事業計画を実施していくために必要となる、国や他自治体の情報を提供する。

(12) (仮称) こども基本条例の策定支援

条例の整備に係る支援、条例案の法制執務上の内容精査などの策定支援を行う。

(13) 計画書及び概要版の作成

確定した事業計画の計画書及び概要版を作成する。ただし、一般住民が分かりやすい誌面

内容とする。

7 提出書類

- (1) 業務計画書
- (2) 管理技術者通知書
- (3) 工程表
- (4) その他発注者が必要と認める書類

8 打合せ

受注者は、本業務の実施期間において発注者と緊密な連絡を保ち業務を行わなければならない。また、打合せが必要となったときは随時、打合せを実施するとともに打合せ記録簿を作成し、その都度提出するものとする。

9 成果品

- (1) 令和5（2023）年度
 - ア アンケート調査票：電子データ
 - イ 情報提供資料一式
 - ウ 一部業務完了報告書（受託者任意様式）1部
- (2) 令和6（2024）年度
 - ア ニーズ調査報告書：A4版、120頁程度、表紙・本文1色、50部、電子データ
 - イ 計画書：A4版、150頁程度、表紙カラー・本文1色、50部、電子データ
 - ウ 計画書概要版：A4版、8頁程度、表紙カラー・本文1色、紙面1部、電子データ
 - エ 情報提供資料一式

10 契約及び支払

契約は、令和5（2023）年度から令和6（2024）年度までの2年間で実施する業務とする。支払方法は、各年度の実績によるものとする。なお、令和5（2023）年度の支払限度額は8,481,000円（税込み）とし、残額については、令和6（2024）年度に支払うものとする。

11 個人情報の保護等

本業務の履行にあたり、みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第3号）その他関連する法令等を遵守すること。また、本業務により知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、発注者と協議の上、必要と認められる事項は実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し決定するものとする。